

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人海上災害防止センターの役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

監事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。
 ・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成25年9月まで)。
 ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年4月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。
 ※監事(非常勤)については、期末手当の支給がないことから俸給月額の引き下げのみ実施

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	13,746	9,073	3,499	1,089 (地域手当) 85 (通勤手当)			*
A理事	12,148	7,969	3,073	956 (地域手当) 150 (通勤手当)			◇
B理事	12,323	7,969	3,077	956 (地域手当) 321 (通勤手当)			
監事	11,468	7,428	2,892	891 (地域手当) 257 (通勤手当)			
A監事 (非常勤)	271	271	-	-		6月29日	
B監事 (非常勤)	812	812	-	-	6月30日		

注1:「地域手当」とは、国家公務員の地域手当に相当する手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

民間需要の高いHNS業務(※)の拡充・強化のための人員を確保しつつ、政府における人件費削減の取り組みを踏まえて、職員の給与水準を厳しく見直し、当法人の総人件費を抑制する。

(※) HNS業務とは、軽油等の揮発性の高い油及びキシレン等の有害液体物質の海上流出事故に係る事故対応業務及びその準備業務をいう。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員給与水準の決定に際しては、先ず、その者の学歴、免許及び部外における職務経歴等に基づき、他の職員との均衡を考慮して決定し、さらに、その職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、かつ、その者の部内における職務経歴を考慮して決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮した任用を行っており、昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に反映している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	・勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 ・12月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合の昇給 ・勤務成績が特に優秀である場合の昇給
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績等に応じて支給 支給割合基準 135/100~175/100

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

(職員について)

- ・実施期間: 平成24年4月～平成25年9月
- ・俸給表関係の措置の内容: 1等級(▲9.77%)、2等級及び3等級(▲7.77%)、4等級、5等級及び6等級(▲4.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容: 管理職手当(▲10%)
- ・その他、平成24年4月に俸給月額を平均0.23%引き下げた(23年4月分から24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

(役員について)

- ・実施期間: 平成24年4月～平成25年9月
- ・俸給月額関係の措置の内容: 理事長、理事、監事、監事(非常勤)▲9.77%
- ・その他、平成24年4月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(23年4月分から24年3月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

※監事(非常勤)については、期末手当の支給がないことから俸給月額の引き下げのみ実施

【給与再精査を踏まえた措置状況】

引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取り組んでいる。
なお、海洋汚染防止法改正法(平成24年9月12日公布)により、平成25年10月に当センターは解散し、民間法人が指定海上防災機関として業務を行うこととなっている。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

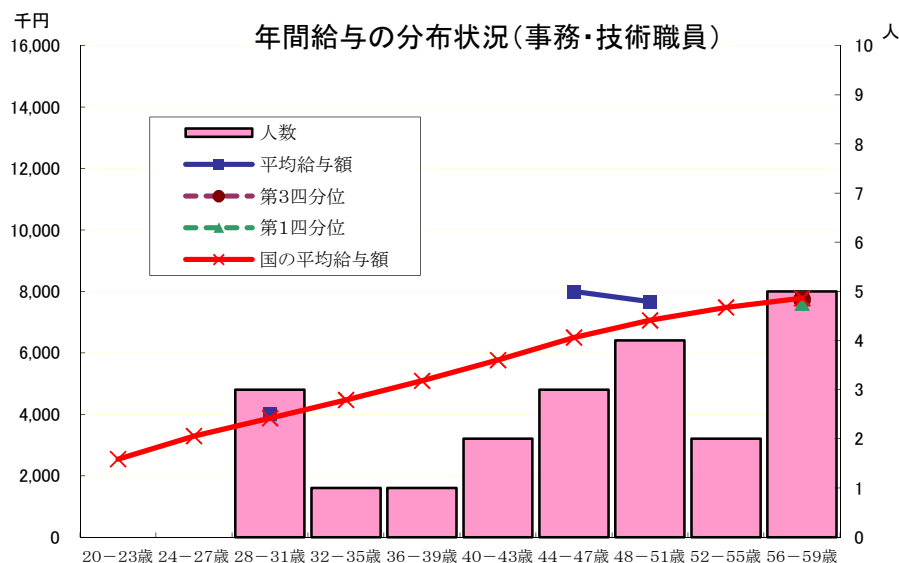
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	21人	46.7歳	7,155千円	5,411千円	177千円	1,744千円
事務・技術	21人	46.7歳	7,155千円	5,411千円	177千円	1,744千円
在外職員	該当なし					
任期付職員	該当なし					
事務・技術						
再任用職員	1人					
事務・技術	1人					
非常勤職員	該当なし					
事務・技術						

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員及び非常勤職員の表中の研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため欄を省略した。

注3:再任用職員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人員以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢32～35歳、36歳～39歳、40～43歳、52～55歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均額を示す点を表示していない。

注3:すべての階級において該当者が少数であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1・第3分位を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部 部長	4	55.0	-	9,408	-
本部 課長	6	49.0	7,623	7,841	7,812
本部 課長代理	4	54.0	-	7,146	-
本部 係長	3	43.2	-	5,698	-
本部 係員	4	30.3	-	4,046	-

注：部長、課長代理、係長及び係員の該当者は4人以下であるため、第1・第3分位を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		部長	課長	課長代理	係長	係員
人員(割合)	人 21	人 4 (19.0%)	人 6 (28.6%)	人 4 (19.0%)	人 3 (14.3%)	人 4 (19.0%)
年齢(最高～最低)		歳 58～50	歳 59～41	歳 59～48	歳 49～39	歳 32～28
所定内給与年額(最高～最低)		千円 7,634～5,834	千円 6,366～5,680	千円 6,211～4,255	千円 4,685～3,856	千円 3,378～2,713
年間給与額(最高～最低)		千円 10,249～7,931	千円 8,567～7,575	千円 8,052～5,624	千円 6,087～5,119	千円 4,424～3,530

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.6	% 62.5	% 60.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.4	% 37.5	% 39.3
	最高～最低	% 47.6～36.6	% 43.9～32.9	% 45.0～34.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.1	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 32.9	% 34.4
	最高～最低	% 36.9～35.5	% 32.9～32.9	% 34.8～34.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

109.1


対他法人(事務・技術職員)

102.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においてはすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容				
<p>指数の状況</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="523 331 798 376">対国家公務員 109.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 376 798 481">参考</td> <td data-bbox="798 376 1345 481"> 地域勘案 109.7 学歴勘案 107.9 地域・学歴勘案 109.3 </td> </tr> </table>	対国家公務員 109.1		参考	地域勘案 109.7 学歴勘案 107.9 地域・学歴勘案 109.3
対国家公務員 109.1					
参考	地域勘案 109.7 学歴勘案 107.9 地域・学歴勘案 109.3				
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>○世界的にも稀有な災害対応専門組織であるということ 当センターの職務内容は、危険かつ緊急的な海上災害への対応という高度な専門性及び経験を要するものであり、一般事務に比べ危険性及び困難性が非常に高く、事業の確実な実施のために、十分な専門的知識を有し、かつ経験等の豊富な職員を配置している。 また、当センターは「油及びベンゼンなどの有害液体物質の防除」と「タンカー等における火災消火」という2つの災害に対応する世界的にも稀有な組織であり、その困難な業務をわずか32名の職員で行っている。</p>  <p style="text-align: center;">火災現場にてガス検知作業を行うセンター職員</p> <p>○民営法人化を控え即戦力となる職員を多数採用していること 当センターは、独立行政法人の事務事業の見直し基本方針を受けて、民間法人へ移行することとされている。そのための準備として、独立行政法人設立時に約半数を占めていた国からの出向者を段階的に減員し、事業の確実な実施のため、即戦力となる船舶職員（大型船乗船免状取得者）や海上防災関連業務の経験者を採用している。特に、22年度以降、法人全体の約29%の職員を中途採用により確保したが、これら職員の採用にあたっては、前職の給与水準が参考となっていることから、国（一般事務職員）と比較して給与水準が高くなる要因となっている。</p> <p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 当センターは、国の防災体制の一翼を担い海上防災業務を行う中核機関として全国展開しているが、わずか32名の組織であるにも関わらず、分掌すべき業務が多岐にわたるため、国と比較して管理職の比率が高く、給与水準が高くなる要因となっている。（国：15.7%、当センター：32.3%） （※）国のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査第3表（行政職（一）適用職員）から引用。</p> <p>当センターは、海上防災に関する有能な人材を全国に求めていることから、単身赴任者の割合が高く、また、扶養手当が支給されている職員の比率についても国の比率よりも高いため、給与水準が高くなる要因となっている。（単身赴任手当 国：8%、当センター：16% 扶養手当 国：57.6%、当センター：80.6%） （※）国のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査第9表（行政職（一）適用職員）から引用。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 国と概ね同等の水準となっており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>				

給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 0% (国からの財政支出額 0円、支出予算の総額 0円:平成23年度予算)
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)
講ずる措置	<p>これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところ、目標水準を前倒しで達成することができたが、これからも引き続き取り組みを継続する。</p> <p>また、今後も事業の確実な実施のため即戦力となる職員の採用と並行して若手職員の採用も予定しており、これら取り組みを通じて人件費の抑制を図る予定である。</p> <p>なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を受け、関連法案が第180回通常国会に提出され平成24年9月6日に可決成立した。これにより当センターは平成25年10月1日解散し、民間法人化することが決定している。</p> <p>【平成25年度に見込まれる対国家公務員指数】 対国家公務員指数 109.0 対国家公務員指数(地域・学歴勘案等) 109.2</p>
その他	【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合について】 12.6% (支出総額:2,031,826,205円 報酬等支給総額:256,962,144円) ※平成24年度決算
	【管理職の割合について】 32.3% (31人中10人) ※平成25年4月1日時点 当センターは、全国の85港湾に所在する港湾・運送等の作業に従事する161の事業者と排出油防除等の防除措置に関する契約を結び、全国ネットの防災体制を確立する等、少数ながら国の防災体制の一翼を担い、海上防災業務を行う中核機関として全国を展開しており、業務を適切かつ確実に実施するために必要な体制を整備している。今後も引き続き業務ニーズに応じた的確な体制の整備に努める。なお、当センターはわずか職員32名の組織であり、一概に国の管理職(行政職(一)6級以上)割合(15.7%)と比較することは困難である。 (※)国のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査第3表(行政職(一)適用職員)から
	【大卒以上の高学歴者の割合について】 61.3% (31人中19人) ※平成25年4月1日時点

III 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 256,962	千円 262,762	千円 (%) △ 5,800 (△2.2)	千円 (%) △ 5,800 (△2.2)
退職手当支給額 (B)	千円 17,924	千円 5,590	千円 (%) 12,334 (220.6)	千円 (%) 12,334 (220.6)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 97,928	千円 85,587	千円 (%) 12,341 (14.4)	千円 (%) 12,341 (14.4)
福利厚生費 (D)	千円 55,430	千円 53,816	千円 (%) 1,614 (3.0)	千円 (%) 1,614 (3.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 428,244	千円 407,755	千円 (%) 20,489 (5.0)	千円 (%) 20,489 (5.0)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額の対前年度比 -2.2%
- ・最広義人件費の対前年度比 5.0%

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減理由

・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、俸給月額を減額を実施。

【削減額】 22,347千円

・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当支給水準の引き下げを実施。

【削減額】 1,021千円

・前年度に比べ給与、報酬等支給総額は減となったが、退職手当支給額が増加(対前年度比+220.6%)したこと、また、新規事業への対応のため、経験を重ねた相当の専門的知識と技能を備えた嘱託職員を増強したため、非常勤職員等給与(対前年比+14.4%)及び福利厚生費(対前年度比+3.0%)が増加したことにより、前年度に比べ増となった。

IV 法人が必要と認める事項

- 当法人は、国からの運営費交付金・補助金等を受けておらず、自己収入による自立的な運営を図っている。
- 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年1月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

※1 退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/104

【職員】

・平成25年1月1日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

※2 退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/104

- 平成25年度に実施する給与水準見直しについて

これまでに役員報酬の減額、俸給表の引下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところ、目標水準を前倒しで達成することができたが、これからも引き続き取り組みを継続する。

なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を受け、関連法案が第180回通常国会に提出され平成24年9月6日に可決成立した。これによりセンターは平成25年10月1日解散し、民間法人化することが決定している。